

# 公益社団法人広島市老人福祉施設連盟定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人広島市老人福祉施設連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、高齢者の権利擁護並びに介護保険等サービスの向上及び高齢者並びに介護者に対する福祉諸施策の調査・研究・啓発などに関する事業を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の福祉の増進に関する調査及び研究
- (2) 高齢者の福祉の増進に関する普及啓発活動
- (3) 高齢者の福祉の増進に関する総合的な相談援助
- (4) 高齢者の福祉の増進に関わる人材の育成指導
- (5) 高齢者の福祉の増進に係わる人材のための無料職業紹介事業所の運営
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、広島市及びその周辺において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

### 1. 正会員

社会福祉法人及び公益財団法人が運営する広島市内に存する次の施設・事業所の代表をもって会員とする(当該施設・事業所の開設者、管理者、または当該開設者もしくは管理者が指定する者をいう)。

養護老人ホーム

特別養護老人ホーム(併設の短期入所者事業を含む)

軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)

原爆養護ホーム

老人デイサービスセンター

老人短期入所者施設(単独で運営する施設)

## 2. 準会員

社会福祉法人が運営する広島市内に存する老人保健施設の代表者をもって準会員とする。

### (会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとする

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上怠ったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員の施設・事業所が解散したとき。

## 第4章 総会

### (構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) 不可欠特定財産の処分の承認

(8) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。この内 6 月に開催される定時総会を、一般法人法に関する法律上の定時社員総会とする。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 議決権の 10 分の 1 以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、議決権の過半数を有する会員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合は、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13 名以内

(2) 監事 3 名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長並びに副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。

#### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招 集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

第 29 条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 31 条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第35条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公 告

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

附 則

- 1 . この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 . この法人の最初の会長（代表理事）は、藤 井 紀 子 とする。
- 3 . この法人の役員は、設立登記前の役員をもってあたる。任期は設立登記日から開始し、定款第 23 条第 1 項及び第 2 項に示す期間とする。
- 4 . 一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別 表 基本財産（第 31 条関係）

財産種別	場所・物量等
現金・預金	金 1 , 0 0 0 千円 平成 2 6 年 4 月以前取得

- 5 . この定款の一部変更は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。
- 6 . この定款の一部変更は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。